国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第１　目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第２　再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

⑴ 直轄事業

⑵ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）

⑶ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、⑵に該当するものを除く。）

第３　再評価を実施する事業

１　再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

⑴　事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは「５年間」、「未着工の事業」とは別紙－１のとおりとする。

⑵　事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「１０年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

なお、事業採択後５年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第４の１⑴に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が５年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

⑶　準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

①　高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

②　実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備･計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは５年間とする。

⑷　再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙－２に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

⑸　社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。

２　留意事項

⑴　高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。

⑵　事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第４　再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

１　再評価の実施手続

⑴　再評価の実施主体は以下のとおりとする。

①　直轄事業にあっては、地方支分部局等。
②　独立行政法人等施行事業にあっては、独立行政法人等。
③　補助事業等にあっては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。

⑵　再評価の実施時期は以下のとおりとする。

①　第３の１⑴に該当する事業にあっては、事業採択後５年目の年度末までに実施する。

②　第３の１⑵に該当する事業にあっては、事業採択後１０年目の年度末までに実施する。ただし、第３の１⑵に掲げる予備的な検討については、事業採択後５年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が５年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後５年目の年度末までに再評価を実施する。

③　第３の１(3)に該当する事業にあっては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後５年目の年度末までに実施する。

④　第３の１(4)に該当する事業にあっては、再評価実施時から別紙－２に示す期間経過後の年度末までに実施する。

(3)　再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

①　直轄事業　地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②1)　独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）　独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2)　独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。）　独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。

③　補助事業等　地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

⑷　河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。

２　再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存

対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

また、再評価の実施主体は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

３　一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

①　１⑶の規定については、以下のとおりとする。

1)　直轄事業については、１⑶①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。

2)　独立行政法人等施行事業及び補助事業等については、１(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。

3)　1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等（独立行政法人等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等）を本省等に送付するものとする。

②　２の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第５　再評価の手法

１　再評価手法の策定

(1)　所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の１に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2)　大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の３に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

(3)　大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第６に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

(4)　再評価手法の改善については、第５の１(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

２　再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の３に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

３　再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

①　事業の必要性等に関する視点

1)　事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2)　事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3)　事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

②　事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③　コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

４　対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

①　３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

②　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、３の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③　３の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

④　河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第６　事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

１　事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として１つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

２　事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

３　事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

４　事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

５　事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

６　河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第７　その他

１　再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

２　所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

３　沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

４　事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第８　施行

１　本要領は、平成２１年６月１日から施行する。

２　本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成２０年７月１日改定）」は、廃止する。

別紙－１

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事　業　名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策・海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、鉄道防災	工事に未着手
新幹線鉄道	工事に未着手
航路標識	工事に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅宅地関連公共施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業等	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

別紙－２

「再評価実施後一定期間」の定義

事　業　名	直轄事業	独立行政法人等施行事業	補助事業等
河川事業	５年	５年	５年
ダム事業	５年	５年	５年
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策・海岸事業	５年	－	５年
道路事業・街路事業	５年	５年	５年
土地区画整理事業	－	５年	５年
市街地再開発事業	－	５年	５年
港湾整備事業	５年	－	５年
空港整備事業	５年	５年	５年
航空路整備事業	５年	－	－
都市・幹線鉄道、鉄道防災	－	５年	５年
新幹線鉄道事業	－	５年	－
航路標識	５年	－	－
公営住宅整備事業等	－	－	５年
住宅宅地関連公共施設整備促進事業	－	５年	５年
住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業等	－	５年	５年
下水道事業	－	－	１０年
都市公園等事業	１０年	５年	５年

注）平成１０年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間内に再評価を実施することができる。

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

第１　目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

第２　事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の事後評価については、別途定めるところによるものとする。

(1) 直轄事業

(2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）

(3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

なお、(3)については、本要領に基づき、事後評価の実施主体（第４の１(1)に定める事後評価の実施主体をいう。以下同じ。）により事後評価が行われることを期待する。

第３　事後評価を実施する事業

１　事後評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1)　事業完了後一定期間が経過した事業。

「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、「５年以内」とする。また、「事業完了」とは別紙－１のとおりとする。

(2)　審議結果（第６の４に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で事後評価の実施主体の長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業
② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業

２ 事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位を基本とする。ただし、事業の効果の発現状況を踏まえ、上記によらない単位を設定する場合においては、所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）が本要領に基づき策定する事業種別ごとの事後評価についての実施要領の細目（以下「細目」という。）に定めるものとする。

第４ 事後評価の実施及び結果等の公表

１ 事後評価の実施手続

⑴ 事後評価の実施主体は以下のとおりとする。

① 直轄事業にあっては、地方支分部局等。
② 独立行政法人等施行事業にあっては、独立行政法人等。ただし、間接補助事業にあっては、事業の特性を踏まえ、細目において事後評価の実施主体を定めるものとする。
③ 補助事業等にあっては、地方公共団体等（地方公共団体（港湾管理者を含む。以下同じ。）、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。）をいう。以下同じ。）。ただし、間接補助事業にあっては、事業の特性を踏まえ、細目において事後評価の実施主体を定めるものとする。
④ 直轄事業又は独立行政法人等施行事業であって、事業完了後、地方公共団体等が管理する事業については、地方支分部局等又は独立行政法人等が、管理主体である地方公共団体等の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
⑤ 複数の事業が一体となって実施された事業にあっては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。

⑵ 事後評価の実施時期は以下のとおりとする。

① 第３の１⑴に該当する事業にあっては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
② 第３の１⑵に該当する事業にあっては、審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決めるものとする。

(3)　事後評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

①　直轄事業

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事後評価を行うために必要な資料（以下「事後評価に係る資料」という。）を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて所管部局等と協議を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

②1)独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて所管部局等と協議を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

2)独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。）

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

③　補助事業等

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

(4)　審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、所管部局等にその内容を報告するものとする。なお、事後評価の実施主体が地方公共団体等の場合は、原則として地方支分部局等を経由して、所管部局等に報告する。所管部局等は、この報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。

(5)　改善措置の実施主体については、事業の特性を踏まえ、細目に定めるものとする。

(6)　「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業において、当該制度に基づいた手続きが行われる場合については、本要領に基づく事後評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

２　対応方針等の公表

(1)　事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに所管部局等に報告し、これらを公表するものとする。

(2)　事後評価の実施主体は、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。

(3)　所管部局等は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応について、適宜、公表する。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況について、適宜、公表するものとする。

３　一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

(1)　１(3)の規定については、以下のとおりとする。

①　直轄事業については、１(3)①の規定にかかわらず、事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。
②　独立行政法人等施行事業については、１(3)②1)の「所管部局等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
③　補助事業等については、事後評価の実施主体は、１(3)③の規定と同様に事後評価を実施するものとする。

(2)　１(4)の規定については、以下のとおりとする。

①　直轄事業において、審議結果により、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合は、１(4)の規定と同様に、所管部局等に報告するものとする。

② 独立行政法人等施行事業又は補助事業等において、審議結果により、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、原則として地方支分部局等を経由して、所管部局等に報告するものとする。

(3) 2(1)の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第５ 事後評価の手法

１ 事後評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとに事後評価の評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの事後評価の評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の１に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の３に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

(3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの事後評価の評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第６に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した事後評価の評価手法を公表するものとする。

(4) 事後評価の評価手法の改善については、第５の１(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

２ 事後評価手法の改善

所管部局等は、事後評価の精度の向上を図るため、事後評価の結果を利活用しやすいよう蓄積するとともに、事後評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに事後評価の評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

３ 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
② 事業の効果の発現状況
③ 事業実施による環境の変化
④ 社会経済情勢の変化
⑤ 今後の事後評価の必要性
⑥ 改善措置の必要性
⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(2) 事後評価の実施主体は、事業の目的等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。

第６ 事業評価監視委員会

事後評価の実施主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第６に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

１ 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、事後評価の実施主体が事後評価を実施する全ての事業について審議するものとする。

２ 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、事後評価の実施手続を監視し、当該事業に関して事後評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行い、その必要性があると認めたときには、意見の具申を行うものとする。

３ 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

４ 事業評価監視委員会の意見の尊重

事後評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より第４の１(3)①に定める対応方針（案）及び同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対する意見（以下「審議結果」という。）の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図

るものとする。

５　河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業の取り扱い

河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

第７　その他

１　事後評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の事後評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

２　所管部局等と各事後評価の実施主体等との密接な連携、調整

所管部局等と各事後評価の実施主体及び管理主体は、ヒアリング、相談、データの提供等により、密接な連携、調整を図るものとする。

３　沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については､内閣府と十分調整を図るものとする。

４　事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第８　施行

１　本要領は、平成２０年７月１日から施行する。

２　本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成１５年３月３１日策定)」は、廃止する。

（別紙－１）

事業種別ごとの事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第２条の２に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
航空路整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て本格運用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間が全て供用を開始した時点
新幹線鉄道整備事業	事業採択を行った区間が全て供用を開始した時点
航路標識整備事業	航路標識が運用を開始した時点